

就労創出等積立金規定

(目 的)

第1条 この規定は、労働者協同組合ワークスコープちば（以下、「本法人」という。）における就労創出積立金の取り扱いについて規定し、円滑かつ有効な活用を定めるものである。

(適用範囲)

第2条 就労創出積立金は下記の項目の支出に適用される。

- ① 本法人における新規事業立ち上げにかかる初期費用および初年度費用
- ② 本法人における事業拡大にかかる初期費用および初年度費用
- ③ 失業し就労を希望している者の就労創出準備にかかる費用のうち理事会が認めたもの
- ④ インターンシップワークス制度の原資にあてる

(取り崩し)

第3条 積立金の本体会計への取り崩しは、上記項目の理事会の決議を経て行う。

(その他)

第4条 就労創出等積立金は欠損のてん補に充てることはできない。

第5条 この規定の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則 この規定は、2024 年 1 月 13 日から施行する。
2024 年 5 月 14 日にインターンシップワークスでの利用を追記